

令和7年度 木島平村観光ビジョン(仮称) 策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

令和7年度 木島平村観光ビジョン(仮称)策定支援業務委託

2. 業務の目的

現在木島平村の観光業が置かれる状況は、内部情勢として観光施設の民営化、主要施設の民間委託、対外的な状況として信越自然郷など広域連携、日本国内におけるインバウンド需要の増加など、コロナ渦にあった期間を経て、大きな変革期を迎えています。

この大きな変革期を迎えた木島平村の観光産業は、この先持続可能な観光地域づくりの推進に向けて、現状を再確認し、関係事業者のみならず、この村を生業としている多くの人によって、将来を描く必要があります。

このことから、木島平村の観光産業の将来を描く計画として「木島平村観光ビジョン(仮称)」を策定することを目的とします。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 計画準備、打ち合わせ等

- ・本業務内容を十分把握した上で、村との協議により作業を円滑に進めるため、業務計画、スケジュールを立案し提出する。
- ・担当者の連絡先が記載された業務組織図を書面(任意書式)により提出する。
- ・本業務を円滑かつ効果的に遂行するために、受託者は村と必要に応じて協議、打合せを綿密に行う。

(2) 木島平村が置かれる観光の現状・課題等の把握

- ・国や本村が把握する観光入込客数等の観光に関連する基礎データを整理する。
- ・調査項目を選定したうえで、村内外にてヒアリングを実施し、効果的な意見の取りまとめを行う。なお、取りまとめに対する手法は自由提案とする。
- ・上記の結果を踏まえて、本村における観光の課題を明らかにする。

(3) 木島平村第7次総合振興計画及び総合戦略との関連性

- ・上位計画で定める目標値や主要施策の現状と課題を洗い出して評価検証を行う。
- ・上位計画との整合性をとりながらも、本業務にて必要とされるものも含めて、目標値を設定する。

(4) 計画の基本方針と主要施策の設定

- ・設定する基本理念と目標値に対応した基本方針と主要施策を設定する。
- ・基本理念、基本方針、主要施策のつながりを明らかにし、体系的に整理する。
- ・村民検討会の実施までに、素案の作成支援を行う。

(5) 村民検討会の運営支援

- ・今後の観光振興施策に関して、広く村民の意見を聞く機会として「村民検討会」を設置し、策定期間中に2回以上実施する。
- ・会議は、ワークショップ形式で開催し、委員の意見を引き出すためのファシリテーター

の役割を担う。

- ・本計画の名称を「木島平村観光ビジョン(仮称)」としているが、検討を進める中で計画にふさわしい名称の選定支援を行う。
- ・検討を進める中で本計画の計画年度(令和8年●月から●年間)についての検討を行う。
- ・会議資料の作成、会議出席、議事要旨の作成補助を行う。

(6) パブリックコメントの実施支援

- ・パブリックコメント実施に関して必要資料の作成、意見集約及び分析等の支援を実施する。

(7) 計画書作成

- ・上記(1)から(6)の業務内容を取りまとめた「木島平村観光ビジョン(仮称)」の作成支援を行う。
- ・作成にあたっては、図や写真等を用いて市民に分かりやすい形でのデザイン、レイアウトで取りまとめる。

(8) 業務報告書の作成

- ・以上の結果をとりまとめ、業務報告書を作成し、提出する。

5. 成果品

成果品の納入期限は令和7年12月上旬を予定し、同時期に開催を予定する木島平村議会12月定例会にて下記の納品物について報告を行うこととする。

(1) 木島平村観光ビジョン(仮称) (A4版)

※上記成果品の電子データ(ワードまたはエクセル)を納品

(2) その他関連資料(電子データ含む)

(3) 業務報告書 一式

6. 権利の帰属

本業務において作成した成果品等の全ての所有権並びに著作権の一切の権利は、当村に帰属するものとし、許可なく複製・公表または第三者に貸与してはならない。

7. その他

(1) 賠償責任

- ・本業務実施中に生じた諸事故に対しては、その責任を負い、受託者の責任においてその一切の処理をするものとする。

(2) 秘密情報保持義務

- ・受託者は、本業務の実施に伴い知り得た個人情報等については適切に取扱い、また第三者に漏らしてはならない。なお、秘密保持義務は、本業務終了後も継続するものとする。

(3) 資料の貸与

- ・本業務実施にあたり関係資料等を貸与するものとする。
- ・受託者は村より貸与される関係資料等について、その重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行わなければならない。

(4) 疑義

- ・本仕様書に定めのない事項であって、本業務実施のために必要な業務が生じた場合は、村と協議の上で決定すること。